鳴沢村地域公共交通会議財務規程

（趣旨）

第１条　この規程は、鳴沢村地域公共交通会議設置規約（以下「規約」という。）第１５条の規定に基づき、鳴沢村地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第２条　交通会議の予算は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

２　鳴沢村地域公共交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を編成し、年度開始前に交通会議に諮るものとする。

３　交通会議の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終了する。

４　前会計年度中に確定した歳入の調定及び支出負担行為について、出納上の整理を行うための期間として４月１日から５月３１日までの期間を出納整理期間と定める。

５　会長は、第２項の規定により、予算が交通会議の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに鳴沢村長に送付しなければならない。

（予算書の補正）

第３条　会長は、会計年度の途中において既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、速やかに交通会議に諮るものとする。

２　前項の規定により、補正予算が交通会議の承認を得たときは、前条第４項の規定を準用する。

３　特に緊急を要するため交通会議を開催する暇がないことが明らかであると認められるときは、会長は補正予算について専決することができる。なお、この処置を行った場合は、次の交通会議に報告し承認を得なければならない。

（予算区分）

第４条　歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第１のとおりとする。

２　歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第２のとおりとする。

３　当該年度において、臨時かつ特別な理由があるときは、別表第１及び別表第２に定める以外の項及び目を定めることができる。

（出納及び現金等の保管）

第５条　交通会議の出納は、会長が行う。ただし、急を要するなど、会長が必要と認める場合は、規約第６条に基づき副会長に委任することができる。

２　交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（交通会議の出納員）

第６条　会長は、交通会議の事務局職員のうちから交通会議出納員を命ずることができる。

２　交通会議出納員は、会長の命を受けて交通会議の出納、その他の会計事務をつかさどる。

（収入及び支出の手続き）

第７条　交通会議の予算に係る収入及び支出の手続き並びに歳出予算の流用及び予備費の充用は、鳴沢村財務規則を準用する。

２　会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、次の交通会議に報告しなければならない。

３　交通会議の出納員は、予算整理簿その他必要な簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

（決算等）

第８条　会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく交通会議の決算書を作成し、交通会議の承認を得るものとする。

２　会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第７条の規定による監査を受け、その結果を添えなければならない。

３　会長は、第１項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに鳴沢村長に送付しなければならない。

（委任）

第９条　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和７年　月　日から施行する。ただし、令和７年度の予算については、第２条第３項中「毎年４月１日に」とあるのは「協議会が設置された日に」と読み替えるものとする。

別表第１（第４条関係）

歳入予算の区分

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 款 | 項 | 目 |
| １．負担金 | １　負担金 | １　負担金 |
| ２．補助金 | １　補助金 | １　補助金 |
| ３．繰越金 | １　繰越金 | １　繰越金 |
| ４．諸収入 | １　雑入 | １　雑入 |

別表第２（第４条関係）

歳出予算の区分

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 款 | 項 | 目 |
| １．運営費 | １　会議費  ２　事務費 | １　会議費  １　事務費 |
| ２．事業費 | １　事業費 | １　事業費 |
| ３．予備費 | １　予備費 | １　予備費 |